

特別徴収税額通知の課題解決策について

2017年4月20日

投資等WG専門委員

村上文洋

1. 税額通知について

(1) 税額通知の課題

- 1 特別徴収税額決定通知書（以下「税額通知書」）は、特別徴収義務者（事業者）用と、納税義務者（従業員）用の2種類があり、記載内容が異なる。
- 1 特別徴収義務者用の税額通知書は、自治体から事業者へ、eLTAX経由で送ることが可能。一方、納税義務者用は事業者を経由して従業員に配布される。これが事業者の大きな負担となっている（ 1 ）。
- 1 納税義務者用には、所得などの情報が記載されており、一部の自治体では、該当箇所をシール等でマスキングして事業者に送っている。これがさらに自治体にとっての負担となっている（ 2 ）。
- 1 「全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)」によると、総務省は、「地方税法は、市町村民税特別徴収の手続を書面によるものに限定しておらず、これを電子化することは、現行法制度上既に可能である。」と回答している（ 3 ）。

1：事業者に対するアンケート調査の結果の取りまとめ（平成29年1月19日 規制改革推進室）

(<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/bukai/20170119/170119bukai01.pdf>)

2：納税義務者用の特別徴収税額決定通知書の記載内容の秘匿（総務省）（ http://www.soumu.go.jp/main_content/000434110.pdf ）

3：p.7 要望事項管理番号5057125（ http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/old/accept/200606/060814/0814_1_08.pdf ）

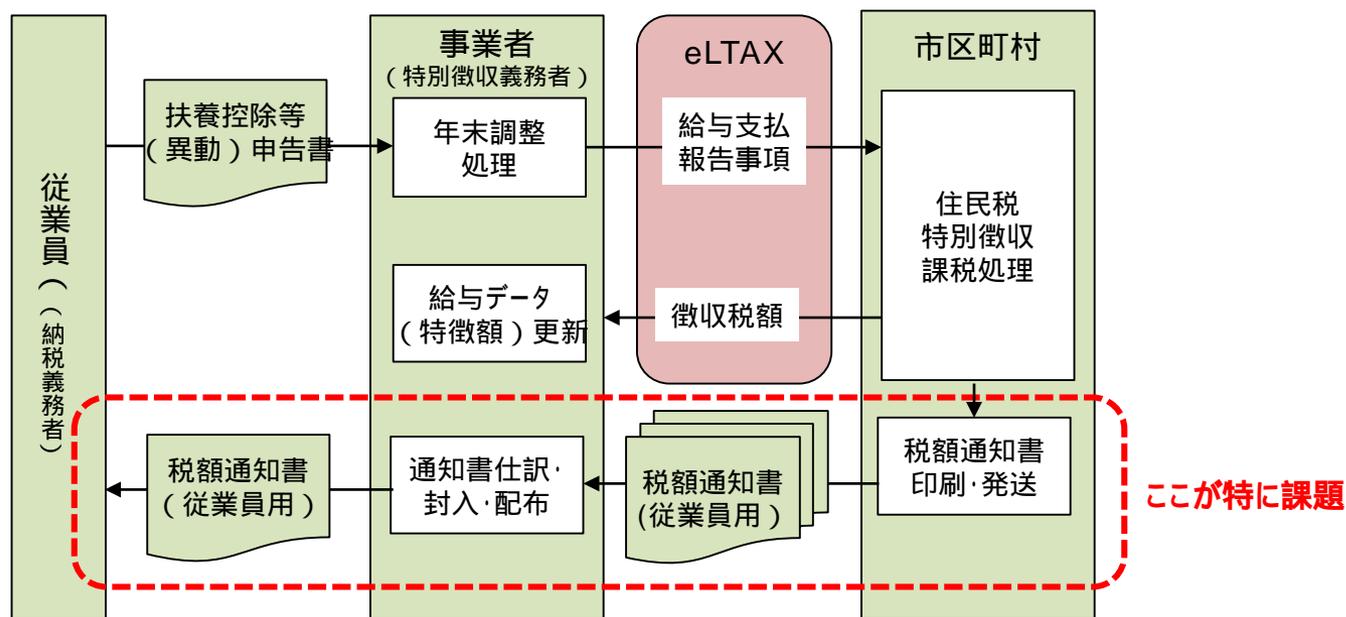


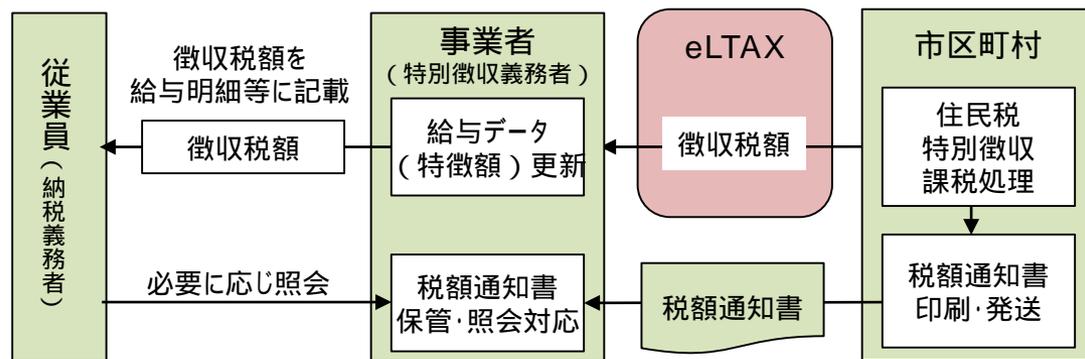
図 現在の税額通知の流れ

(2) 税額通知の解決策(案)

1 前頁の課題に対する解決策(案)を示す。

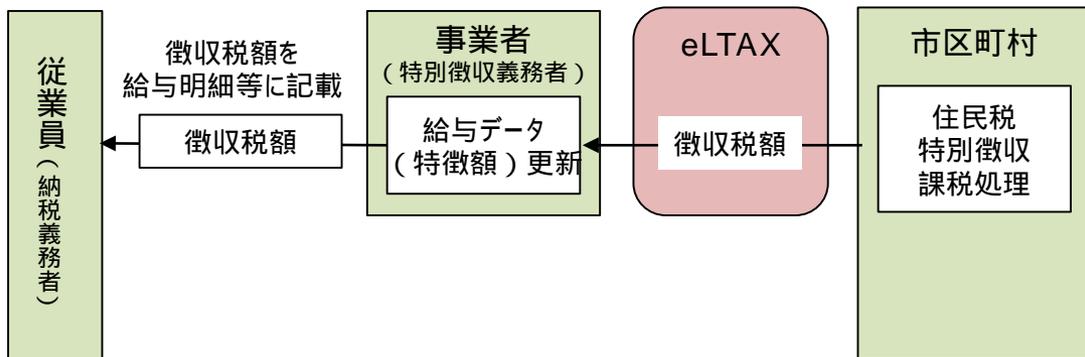
案1. 税額通知書を事業者が保管

- ・給与明細等に決定した税額を記載し、納税義務者向けの税額通知書は事業者が保管する。従業員から照会があった場合は提供する。
- ・事業者は税額通知書の配布作業が不要となる。



案2. 納税者向け税額通知書を廃止

- ・給与明細等に決定した税額を記載し、納税義務者向けの税額通知書は廃止する。
- ・事業者は税額通知書の配布作業が不要となる。
- ・自治体は、納税義務者向け税額通知書の配布が不要になる。



案3. マイナポータルで直接、税額通知書を送付

- ・自治体は事業主を経由せず、マイナポータルを利用して納税義務者に直接税額通知書を送付する。
- ・マイナポータルを利用していない人には、日本郵便のMyPost経由で郵送する。
- ・事業者は税額通知書の配布作業が不要になる。
- ・自治体はマイナポータルにデータを送るのみで、税額通知書の印刷・発送が不要になる。

